

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（698））

2. 日時：平成30年2月22日 ①13時30分～15時25分

②16時30分～17時30分

③17時40分～19時45分

3. 場所：原子力規制庁 9階耐震会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

①角谷安全審査官、高嶋原子力規制専門員

②角谷安全審査官、近田安全審査官

③山口安全管理調査官、宮本管理官補佐、角谷安全審査官、大塚安全審査官、穂藤保安規定係長

事業者：

日本原子力発電株式会社：①発電管理室 副室長 （他3名）

②発電管理室 副室長 （他6名）

③発電管理室 プラント管理グループマネージャー
（他5名）

5. 要旨

（1）日本原子力発電から、東海第二発電所の設置許可基準規則等への適合性について、「東海第二発電所 重大事故等対処設備」のうち、「43条 重大事故等対処設備の補足説明資料」及び「60条 監視測定設備」、「『実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準』への適合状況について」のうち、「1.17 監視測定等に関する手順等」並びに「燃料有効長頂部の寸法値に係る対策及び水平展開について」について説明があり、原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

①重大事故等対処設備の溢水評価について

○ 新設する高圧代替注水系は、溢水により安全機能を代替する原子炉隔離時冷却系や高圧炉心スプレイ系とは同時に機能喪失しないものの、溢水により水没する可能性のある場所に設置する理由を整理して資料に記載すること。

②監視測定に用いる小型船舶の運搬ルートについて

○ 今回新たに示した南側のルートについて、南側の海岸から小型船舶を降ろすことが可能なことを示すこと。

- 北側だけでなく南側のルートについても津波等の影響を受けた場合の復旧等の考え方を整理して説明すること。

③燃料有効長頂部（TAF）の寸法値に係る対策及び水平展開について

- 品質マネジメントシステム（QMS）の導入後は、今回の TAF の値と同様の誤りが発生することはないのか整理して説明すること。
- 審査会合において示したフロー図の分岐は、その判断基準を明確にするとともに、新たな作業フロー図等を用いる場合には、審査会合で示したフロー図との関係を整理して示すこと。
- 報告書の取りまとめに当たっては、対策及び水平展開によって、平成 26 年の設置変更許可申請書、平成 29 年 11 月の補正申請書及び審査資料に記載されている数値の信頼性が確保されたのかを明確に示すこと。

（2）日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

①について

- ・ 常設高圧代替注入系ポンプ機能喪失ケースについて

②について

- ・ 小型船舶移動ルート ヒアリング資料

③について

- ・ 東海第二発電所 設置変更許可申請書の審査資料における燃料有効長頂部の寸法値に係る対策及び水平展開について